

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

●愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金

●愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に對し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を施し、又はそのおそれのある行為をせしめることみだりに、殺傷、若しくは飲水をせよ、置棄し、その他暴行及び安全を損ずることがおそれる場所に拘束し、又は飼養者が著しく適正を欠いた状態中で愛護動物を飼養し、若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病に罹り、又は負傷したもの、適切な医療を行わないこと、排せつ物の掃除した施設又は他の愛護動物の死体の放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



動物の遺棄・虐待は

電話のお掛け間違いがない
ようにお願いします。



環境省

警察庁

天理警察署 0743-62-0110

奈良市保健所

0742-93-8395